

林俊夫・弁護士著　くらしの交差点「法学入門」全国信用金庫協会広報誌「楽しいわが家」1989 年 11 月号を読む

年少者による兇悪犯罪—死刑制度の是非と少年法上の問題—

1. (1)最近の犯罪傾向として、その兇悪化、低年齢化が指摘されている。
(2)そして、そのような年少の兇悪犯に対しても、刑罰として死刑を科すべきか否かが再検討されるに至っている。
2. (1)昭和 63 年 2 月、名古屋市で、A と B ら 6 人の暴走族が、遊び金欲しさにデート中の男性 C と女性 D を襲い、現金 2 万円を奪い、犯行の発覚を免れるために順次殺害し、山中に遺棄した事件があった。
(2)当時 19 歳の A と 17 歳の B は、C が「殺さないで下さい」と命乞いするのも無視して絞殺し、無抵抗の D に対し同女の首にロープをかけ「綱引きだぜ」と言って絞殺し、殺人罪(刑法 199 条)等で起訴された(アベック殺人事件)。
3. このような A と B を死刑に処すべきかが右事件発生当時から議論された。読者の皆さんは、どう考えるだろうか。
4. 法律的にはかなり難しい問題がある。
(1)第一は、死刑制度の是非の問題であり、
(2)第二は、少年法上の問題である。
(3)これらは、なぜ人を罰することができるのか、人を罰するのは何のためかという問題であり、刑罰制度の永遠の課題ともいえる。
5. (1)まず、死刑制度の是非の問題については、死刑存置論と死刑廃止論がある。
(2)死刑存置論は、
①殺人等の兇悪犯人に対し死刑を科すべきことは、今日でも国民一般の法的確信であること、
②死刑の威嚇力により重大犯罪を防止できること等を理由とする。
(3)これに対し、死刑廃止論は、
①死刑はあくまで殺人であり、国家が死刑を公認することは非人道的で許されないこと、
②死刑を廃止しても兇悪犯罪が増加した実証例はなく、死刑の威嚇力は証明不能であること、
③もし誤判により死刑が執行されれば、もはや取り返しがつかないこと等を理由とする。
6. (1)右の廃止論の③は無視し難く、近時、諸外国で死刑を廃止する国が増加していることも考慮すれば、立法論的には死刑廃止論が支持されるべきだろう。

(2)しかし、現在のわが国の国民の一般的意識からは、存置論の①も否定できず、未だ死刑廃止に踏み切る段階であるとも言えない。

(3)そこで、死刑を宣言する場合には、慎重な訴訟手続により、極めて重大かつ兇悪な事件についてのみ限定的になすべきである。

7. (1)次に、少年法上の問題がある。少年法は、犯罪時に18歳未満の者に対しては死刑をもって処断すべきときは無期徒刑を科する旨規定している(51条)。

(2)これは、可塑性に富む少年に対しては、極刑たる死刑を科すのを避けると共に、社会復帰の可能性に道を開いておこうとする趣旨である。

(3)現在、右規定を改正し、兇悪な少年犯罪に対しても極刑を科すべき意見もあるが、死刑制度自体の是非の問題および右人道主義・教育的見地から、現行法の立場を堅持するべきであろう。

8. (1)前述の事件につき、第一裁判所は、CとDを長時間、死の恐怖にさらして平然と順次殺害したAとBの行為は、残虐、冷酷極まりないとした上で、

(2)その有利な情状を考慮しても、また可塑性に富む少年に対する極刑の適用は特に慎重であるべきこと等を考慮に入れても厳罰は避けられないとして、

(3)Aに対し死刑を、Bに対し無期懲役の刑を言い渡している(名古屋地判平1・6・28)